事務連絡

　令和２年10月6日

地域密着型サービス事業所　管理者　様

八尾市福祉指導監査課長

運営推進会議の開催に関する臨時的な取り扱い等について

平素より、本市福祉行政にご尽力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症関連の取り扱いについて、厚生労働省通知等を本市ホームページにて掲載しておりますが、地域密着型サービス事業所に義務付けられている運営推進会議（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所においては介護・医療連携推進会議、以下「運営推進会議等」）の開催について、感染拡大防止の観点から、以下の取り扱いといたします。

各事業所におかれましては、日頃より感染症発生防止策に努めていただいているところでありますが、対応を徹底していただきますよう、改めてお願いいたします。

１　運営推進会議の開催について

　当面の間、八尾市内の地域密着型サービス事業所において、新型コロナウイルス感染症への対策として、運営推進会議を延期または中止した場合においては、厚生労働省の通知「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員体制基準等の臨時的な取扱いについて」（令和２年２月17日付）のとおり、柔軟に取り扱うこととし、運営基準違反に該当しない取り扱いといたします。ただし、延期または中止となった経過について、事業所内で記録を残していただきますようお願いいたします。

　なお、事業所の判断で当該会議を開催することについて、一律に制限するものではありませんが、開催にあたりましては、万全の感染防止対策を講じてくださいますようお願いいたします。

　また、本取り扱いを終了する際は、改めてお知らせいたします。

２　外部評価について

　外部評価につきましては、現時点において延期及び中止に関する通知は発出されておりません。したがって、以下の点についてご留意ください。

⑴　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所について

　　定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所については、運営推進会議等を活用した評価の実施が規定されております。

　　上記１の取り扱いにより運営推進会議等を開催しない場合においても、外部評価を実施する運営推進会議等については、単に中止するのではなく、出席予定者に対し、文書等で報告・意見照会を行う書面開催にてサービスの評価を行うようにしてください。

⑵　認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」の要件について

　上記１の取り扱いにより運営推進会議を開催しない場合の認知症対応型共同生活介護事業所の「外部評価の実施回数緩和」の要件の一つである「運営推進会議が過去１年間に６回以上開催されていること」については、次の通り取り扱うことといたします。

　　運営推進会議の開催が６回に満たない場合においても、新型コロナウイルス感染拡大防止のため延期または中止となった経過について事業所内で記録を残し、市へ文書にて報告した場合に、本年度は６回開催したものとみなします。

　　なお、外部評価については、外部評価機関と調整の上、３つの密を避け実施する方法を検討しつつ、マスク、手洗い、消毒等の感染防止策を徹底しながら、実施するようにしてください。

八尾市　地域福祉部

　福祉指導監査課

電話　０７２（９２４）９３６２

FAX　０７２（９２２）３７８６